

調書（決定）

事件の表示 令和 6 年（行ヒ）第 374 号

決定日 令和 7 年 9 月 18 日

裁判所 最高裁判所 第一小法廷

当事者等 申立人 X 法人

相手方 国

处分行政庁 中央労働委員会

同補助参加人 Z 組合

原判決の表示 東京高等裁判所令和 5 年（行コ）第 319 号（令和 6 年 7 月 18  
日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

1 本件を上告審として受理しない。

2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

令和 7 年 9 月 18 日

最高裁判所 第一小法廷